

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第九七

号)(先議)要旨

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通省が所管する法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国土交通省が所管する船舶安全法等の十二法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、国土交通大臣が指定した公益法人等が実施する制度を、国土交通大臣の登録を受けた法人が実施する制度等に改める。
- 二、国土交通大臣の登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人には財務諸表等の公開を義務付ける等登録制度の透明性の確保を図る。
- 三、この法律は、平成十六年三月一日から施行する。